

報道関係者各位(参考情報)

2021 年 12 月 13 日

内部通報制度認証 (自己適合宣言登録制度)に登録

株式会社ファンケルは、2021 年 12 月 10 日付で、消費者庁所管の「内部通報制度認証(自己適合宣言登録制度)」の登録事業者となりました。



「内部通報制度認証(自己適合宣言登録制度)」とは、事業者が自らの内部通報制度を評価して、「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」(平成 28 年 12 月 9 日消費者庁)に基づく内部通報制度認証基準に適合している場合、事業者からの申請に基づき指定登録機関がその内容を確認した結果を登録するものです。

登録を受けた事業者は、WCMS[※]マークの使用が許諾されます。

※WCMS : Whistleblowing Compliance Management System

当社は、法令や「ファンケルグループコンプライアンス基準」に違反する行為を通報できる「コンプライアンスヘルプライン」を設置しています。

腐敗防止や贈収賄防止などもカバーした「ファンケルグループコンプライアンス基準」は、当社の創業理念「正義感を持って世の中の『不』を解消しよう」を体現する行動指針として 2006 年に策定しました。従業員には、「コンプライアンス行動基準手帳」を配布し、「コンプライアンスヘルプライン」の利用方法を周知徹底しています。

また、「コンプライアンスヘルプライン」は、違反行為の早期発見や早期是正、働きやすい職場環境の実現のために、通報に関係する従業員のプライバシーや名誉を尊重するほか、外部窓口を設置するなど、安心して相談できる環境づくりも進めています。

ファンケルグループは 2030 年に目指す姿として「VISION2030」を掲げ、世界中の多くのお客様の美しく健康で豊かな生活を支え、信頼され愛される企業集団となることを目指しています。今後もステークホルダーの皆様から信頼される企業であり続けるために、内部通報制度のさらなる充実およびコンプライアンス経営の一層の強化に努めてまいります。

本件に関する報道関係者の皆様からのお問合せ先

株式会社ファンケル 経営企画室 広報部

TEL:045-226-1230 FAX:045-226-1202 / <https://www.fancl.jp/>